

医療保険の マイナンバー（個人番号）対応 をお願いします



平成 28 年 1 月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始され、健康保険組合では、各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うこととなります。

事業主には、今後、当組合に提出する各種届出書等に被保険者や被扶養者（被保険者等）のマイナンバーを記入して頂くこととなります。その準備として、既存の被保険者からマイナンバーを取得し、当組合に提出[※]をお願いします。

※健康保険法第 197 条に基づいて、事業主は健保組合へ被保険者等のマイナンバーの提供を行います。

1 なぜ、事業主がマイナンバーを取得する必要があるのですか？事業主がマイナンバーを扱っていいのですか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。今後、厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで従業員やご家族など被保険者等のマイナンバーが必要となります。

事業主は、従業員やご家族などのマイナンバーが書かれた書面の提出等の事務を行うため、その事務の範囲内でマイナンバーを取り扱うことができます。マイナンバーはプライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続きを取次ぐ者（事業主や金融機関などの「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。

2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか？

事業主の方は、法令に基づいて、従業員等の方々のマイナンバーを健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令（平成 26 年内閣府総務省令第 5 号）

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、従業員等の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。

（5 「マイナンバーを取り扱う上での注意事項」をご覧ください）

3

どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

■ マイナンバーの取得と提出

マイナンバーを取得する対象は、平成 29 年 1 月 1 日時点で当組合に加入している被保険者及び被扶養者が予定されています。

また、平成 29 年 1 月 1 日以降の新規加入者は、個人番号欄がある新様式を用いてマイナンバーをご提出していただくことになります。既存の被保険者等については、マイナンバーの提出方法や時期は別途お知らせします。

当組合では、平成 29 年 7 月の情報連携の開始までに、ご提供いただいたマイナンバーの登録と特定個人情報の登録を終える必要があります。

■ マイナンバー取得時の本人確認

マイナンバーを取得する際、原則として「番号確認」と「身元確認」（まとめて「本人確認措置」といいます）が必要になります。番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写し）を受けてください。

※雇用関係等で明らかに本人であることが担保できると認める場合は、身元確認は必要ありません。被扶養者についての身元確認は、被保険者が実施しているという観点で行う必要はありません。

■ 被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成 27 年 10 月以降、国民一人ひとりに郵送される「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。

※ **被保険者が記載したマイナンバーについては、そのまま番号制度の中で他機関との情報連携で用いられることとなるため、記載誤りがないよう、十分な注意喚起を行ってください。**

通知カードのイメージ

個人番号	〇〇〇・……〇〇〇
生年月日	〇年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町 1-1-1

4 マイナンバーは、いつから使用しますか？

健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなどの改正を行います。これにより、資格管理、給付金等の各種申請・届出等の様式が改正され、マイナンバーが記載事項になります。

平成 29 年 1 月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際に、被保険者等のマイナンバーの記入をすることが可能となります。

マイナンバーを記載事項に追加する様式の一例

- ・ 被保険者資格取得の届出
- ・ 被扶養者の届出
- ・ 療養費の支給の申請
- ・ 傷病手当金の支給の申請
- ・ 出産一時金の支給の申請 等

※平成 27 年 3 月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく

5 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

マイナンバーをその内容に含む個人情報（「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。事業主がマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

マイナンバーを取得する時には、健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは、健康保険のほか、法令に基づき、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要になるものです。特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。

マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されているなど、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。また、漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要があります。

個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

6 マイナンバー制度とは？

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。
- マイナンバー制度の導入により、健康保険組合は、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供（情報連携）を行います。これにより、その対象となる手続で添付書類の省略ができるようになります。

7 詳しい情報はどこで入手できますか？

- 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業主向けリーフレットと説明資料は、厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>
- マイナンバー制度については、内閣官房
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- 特定個人情報の取り扱い等については、特定個人情報保護委員会
<http://www.ppc.go.jp/index.html>
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください

問い合わせ先

石川県自動車販売店健康保険組合
TEL 076-291-2468

